

( 整理番号 2 3 1 1 )

## 長野地方最低賃金審議会

### 第 4 回本審議会 議事録

令和 6 年 4 月 1 7 日 公開

開催日時 場所	令和 5 年 8 月 2 3 日 1 0 時 2 5 分 ~ 1 1 時 1 0 分 ホテル信濃路 2 階 浅間		
出席状況	公益代表委員	出席 5 人	定数 5 人
	労働者代表委員	出席 5 人	定数 5 人
	使用者代表委員	出席 5 人	定数 5 人
主要議題	1 令和 5 年度長野地方最低賃金審議会の意見(答申)に関する異議の申出について(諮問) 2 令和 5 年度長野地方最低賃金審議会の意見(答申)に関する異議の申出について(答申) 3 令和 5 年度長野県最低賃金専門部会の廃止について 4 特定最低賃金検討小委員会委員長報告について 5 令和 5 年度特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について(答申) 6 令和 5 年度特定最低賃金の改正について(諮問) 7 その他		
議 事 録	<p>古畑賃金室長</p> <p>只今より長野地方最低賃金審議会令和 5 年度第 4 回本総会を開催いたします。</p> <p>定足数の確認です。本日の出席委員は、委員 1 5 名中 1 5 名のご出席をいただいておりますので、最賃審議会令第 5 条第 2 項の規定により本審議会は有効に成立していることをご報告します。</p> <p>また本審議会の開催にあたり事務局で公開の公示をしたところ、4 件の傍聴の申し込みがあり、本日傍聴していただいておりますことを報告させていただきます。</p> <p>それではこれからの審議について倉崎会長よろしくお願いいたします。</p> <p>倉崎会長</p>		

皆様、大変暑い中お疲れ様でございます。本日の総会は主には異議審でございます。先般ご審議をいただいた地域別最低賃金についての議論を今一度思い起こしていただきまして、今回申し立てをいただいた異議についてのご検討をよろしくお願いいたします。

本日の会議は、原則として公開といたします。

本日の議事録確認委員は、労働者代表委員からは山口委員、使用者代表委員からは山岸委員をお願いいたします。

それでは議題１の「令和５年度長野地方最低賃金審議会の意見（答申）に関する異議の申出について（諮問）」に入ります。

事務局の方でお願いいたします。

古畑賃金室長

長野県最低賃金の改正決定につきましては、令和５年８月７日に答申をいただきまして、その答申に関する意見の公示を８月７日から８月２２日まで行いましたところ、資料 ３４、３５、３６のとおり、３団体から異議申立書の提出がございましたので、久富局長から倉崎会長へ、今般の異議申立に対する諮問文をお渡しいたします。

（久富労働局長から諮問文を会長に手交。事務局で各委員に写しを配付。）

倉崎会長

それでは事務局から朗読申し上げます。

西尾賃金室長補佐

事務局で朗読させていただきます。

長野労発基０８２３第１号、令和５年８月２３日、長野地方最低賃金審議会会長倉崎哲矢殿、長野労働局長久富康生、長野地方最低賃金審議会の意見（答申）に関する異議の申出について（諮問）、標記のことについて長野県労働組合連合会、コープネットグループ労働組合及び一般社団法人長野県タクシー協会から、最低賃金法（昭和３４年法律第１３７号）第１１条第２項に基づく異議の申出が別添（写）のとおりあったので、貴会の意見を求める。

以上でございます。

倉崎会長

はい。ありがとうございました。

それでは今般の異議申出についての審議に入ります。まずは異議申し立ての内容について事務局からご説明をお願いいたします。

古畑賃金室長

それでは、資料 34、資料 35、資料 36 をご覧いただきたいと思います。資料 34 は、長野県労働組合連合会からの異議申立、資料 35 は、コープネットグループ労働組合からの異議申立、資料 36 は、一般社団法人 長野県のタクシー協会からの異議申立になります。

異議申立書の主旨内容につきまして、概要を説明いたします。

長野県労働組合連合会から及びコープネットグループ労働組合からの異議申立は、改正された長野県最低賃金額では、最低賃金近傍で働く労働者の生活改善、経済の活性化につながらないこと、賃金格差が昨年より1円広がること、「8時間働けば人間らしく暮らせる」には、全国どこでも月額24万円（時給1500円）以上必要であること、全国一律最低賃金制などを展望し、最低賃金額を生計維持にふさわしい額へ引き上げること等について主張されております。

要望として、最低賃金改正の再審議を求めること、また、政府等に対して、中小企業・小規模事業所の支援策をさらに強化・充実させることを求める意見を送付すること、等となっております。

一般社団法人 長野県のタクシー協会からの異議申立は、908円から948円への4.41%の引き上げは消費者物価の上昇を超えていること、タクシー業が認可運賃営業であるため自主的な価格転嫁が不可能であり、今回の最低賃金改正に対応した運賃改定申請は2年以上先になること、タクシー利用者が新型コロナウイルス感染拡大前の7割の回復に留まっていること、急激な燃料価格の高騰により事業収支が悪化していることなどから消費者物価上昇の範囲以内での緩やかな改正とすることとし、再審議について主張されております。

以上、申出のありました異議申立書の内容につきまして、説明させていただきました。

倉崎会長

はい、ありがとうございました。ただ今の異議申立書の内容につきまして、労働者代表委員及び使用者代表委員の御意見を伺いたと思います。

まず、労働者代表委員から御意見を伺いたと思います。お願いします。

山口委員

3件お出しいただきました異議申立については、それぞれの立場での考えでありますし、内容を読ませていただきましたが、決して否定するものではございませんし、審議会の中でもそれぞれ労働側、使側、金額はともか

くとして、それぞれ主張してきた内容と大きく異なるものではございませんでした。ただし、今回の結果はそのうえで、公労使それぞれで慎重に審議をして導き出した結果でございますし、その導き出した時点と現在、まだ1か月も満たないわけでございますので、その時点の社会情勢が大きく異なっているということではございませんので、再審議をしなければならないという社会情勢の変化があったというところまでは、考えられないということでございます。思いは、十分承知をしているわけではありますけれど、今申し上げましたとおり、我々としてもそうしたものをしっかりとくみながら審議をした結果でございますので、今回の答申内容を尊重していくべきであるというふうに考えるところであります。以上です。

倉崎会長

はい、ありがとうございます。続きまして、使用者代表委員から御意見を伺いたいと思っておりますので、お願いいたします。

井出委員

今回の審議にあたりましては、一番着目をされた点が、やはり物価上昇だったという風に思っているところでございます。あわせまして、私どもの主張といたしましては、物価上昇に伴い、企業物価も当然、同様にさらに高い数値を示している、非常に厳しい状況にある、状況についても価格転嫁の問題ですとか、コロナ禍から回復途上にあると言いながら、まだまだ影響が残り、これから借入金の返済が始まるという厳しい状況にあるというところが現実的にありますので、そうしたことについては主張させていただいております。特に3要素の中で、私どもといたしますと、賃金ですとか生計費、併せて経営者側の支払能力の問題につきましても、多くの時間をさいて主張させていただいたところではございますけれど、なかなかその辺のところ、物価上昇、非常に今現実問題としてあるということご指摘が非常に強くございました。その中で私どもとしましては、支払能力、地域を支えてこられた中小企業、小規模事業者の皆様方が、やはりこれから持続可能な成長をとげていただくためには、あまりにも40円という高いのではないかとご主張をさせていただいたところではございますけれども、そうした中で、やはり生活をされる方の、物価上昇に対する配慮も必要だと、非常に強く打ち出されたという結果かなとも思っております。我々また、労働者側、使用者側それぞれ主張させていただいたところではございますけれど、そうした中で折り合いがなかなかつかないのが現実ではございますけれど、状況から公益見解を示していただいた中で、それぞれが状況を見た中で判断をして、それぞれ賛成反対の意思表示をさせていただいたところではございますので、意見につきましてはそれぞれの立場で申し上げさせていただいたところではございますので、議論は一応尽き

たと、それぞれなかなか双方理解というところまでは、現実問題進んでは  
おりませんけれど、それぞれ申し上げることはすべて申し上げて、それぞ  
れ議論は尽きているという状況と理解しておりますので、審議につきまし  
ては、申出についても十分理解させていただくところではございますけれ  
ど、その結果を是非受けていただいて、あわせまして、付帯決議と言いま  
しょうか私どもといたしましても、国とかの皆さんの方からも、生産性の  
向上ですとか、価格転嫁の問題についても、成果が上がるような取り組  
み、支援策を充実させてくれと、それについての結果についても、是非公  
表してくれというようなところで、強くその辺のところについても国とか  
行政もあげて、これだけの高い引き上げを現実問題として、目安としても  
出しているわけですので、そうした点の支援策についても充実させる  
ようにということもあわせて要望させていただいたところではございま  
すので、そういったものを猶予いただきながら、ご理解いただければと考  
えているところでございます。

以上でございます。

倉崎会長

はい、ありがとうございました。

ただいま、労使双方から御意見を伺いました。

いずれも、骨子としては、すでに審議が尽くされた事項であって、8月  
7日の答申のとおり、「決定することが適当である。」という趣旨の意見と  
してお聞きしましたけれども、それで皆様異議はございませんでしょう  
か。

( 「異議なし」の発言あり。 )

倉崎会長

それでは、異議なしということですので、本件は、8月7日の答申のと  
おりとすることに決定し、答申をいたします。事務局で、答申文(案)の作成  
し配付をお願いいたします。

( 事務局で答申文(案)を作成・配付。 )

倉崎会長

それでは、答申文(案)が配付されましたので、議題(2)の「令和5  
年度長野地方最低賃金審議会の意見(答申)に関する異議の申出について  
(答申)」に入ります。事務局の方で、答申文(案)の朗読をお願いいたし  
ます。

西尾賃金室長補佐

事務局から朗読申し上げます。

令和5年8月23日、長野労働局長久富康生殿、長野地方最低賃金審議会会長倉崎哲矢、長野地方最低賃金審議会の意見（答申）に関する異議の申出について（答申）、標記のことについて長野県労働組合連合会、コープネットグループ労働組合及び一般社団法人長野県タクシー協会から提出された最低賃金法（昭和34年法律第137号）第11条第2項に基づく異議の申出に関して、令和5年8月23日付けをもって貴職から意見を求められたので、当審議会において異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。記、令和5年8月7日付け答申どおり決定することが適当である。

以上でございます。

倉崎会長

はい、ありがとうございました。

ただいまの案のとおり答申をすとういことによろしいでしょうか。

（ 全委員の異議なしを確認 ）

倉崎会長

よろしければ、この内容でこれから答申することにいたします。

事務局の方で、答申文のご準備をお願いいたします。

（ 会長から局長に手交 ）

倉崎会長

続きまして、議題（3）「令和5年度長野県最低賃金専門部会の廃止について」です。事務局でご説明をお願いいたします。

古畑賃金室長

最低賃金審議会令第6条第7項の規定により「最低賃金専門部会はその任務を終了したときは、審議会の議決により廃止するものとする。」とされておりまして、従いまして、本日の異議申し出にかかる答申をもちまして、長野県最低賃金専門部会は任務終了となりますので、審議会の議決によって廃止するということとなります。事務局からの説明は以上でございます。

倉崎会長

ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明のとおり、規定により長野県最低賃金専門部会は廃止することといたしますが、よろしいでしょうか。

( 全委員の「異議なし」を確認 )

倉崎会長

それでは、最低賃金専門部会は、本日をもって廃止することといたします。

次に、議題(4)の「特定最低賃金検討小委員会委員長報告について」に入ります。8月7日付けで長野労働局長から諮問されました、長野県特定最低賃金改正の必要性につきまして、8月9日に審議され、取りまとめた委員長報告が、資料 37「特定最低賃金の改正決定の必要性について(報告)(写)」になりますので、ご覧ください。

事務局で「委員長報告」の朗読をお願いします。

荒河賃金指導官

資料 37、事務局で朗読させていただきます。

令和5年8月9日、長野地方最低賃金審議会会長倉崎哲矢殿、長野地方最低賃金審議会特定最低賃金検討小委員会委員長倉崎哲矢、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について(報告)、当小委員会は令和5年8月7日、長野地方最低賃金審議会において付託された標記について慎重に審議を重ねた結果、下記特定最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。記、1長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業、2長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業、3長野県各種商品小売業。ただし、専門部会において次年度以降のあり方についても審議を十分に尽くすこと

以上になります。

倉崎会長

ありがとうございました。ただいまの報告書の内容について、何か御意見、質問等はございますでしょうか。

( 「ありません」の発言あり。 )

倉崎会長

それでは、特定最低賃金3業種の改正決定の必要性について、「検討小委員会委員長報告」のとおり決定することで、よろしいでしょうか。

( 全委員の「異議なし」を確認。 )

倉崎会長

それでは、委員長報告のとおり、特定最低賃金3業種の改正決定の必要性について、「有り」といたします。

それでは、議題(5)の「令和5年度特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について(答申)」に入ります。ただいま了解が得られましたので、検討小委員会委員長報告のとおり答申することといたします。

事務局で、答申文(案)を配付のうえ、朗読をお願いいたします。

( 事務局で答申文(案)を各委員に配付。 )

西尾賃金室長補佐

それでは、事務局で朗読させていただきます。

令和5年8月23日、長野労働局長久富康生殿、長野地方最低賃金審議会会長倉崎哲矢、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について(答申) 当審議会は、令和5年8月7日付け長野労発基0807第1号をもって貴職から諮問のあった下記3業種に係る、最低賃金法第21条の規定に基づく最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。記、1長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業最低賃金、2長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金、3長野県各種商品小売業最低賃金、ただし、専門部会において次年度以降のあり方についても審議を十分に尽くすこと。

以上になります。

倉崎会長

ただいま朗読していただいた、答申文(案)の内容でよろしいでしょうか。

それでは、これから答申することといたします。

事務局は、「案」を取った答申文をご準備ください。

( 会長から局長に手交。 )

古畑賃金室長



それでは、ただいま令和5年度特定最低賃金の改正決定の必要性について答申をいただきましたので、議題(6)にございます、「令和5年度特定最低賃金の改正について(諮問)」に入らせていただきます。

久富局長から倉崎会長へ、特定最低賃金の改正に係る諮問文をお渡しいたします。

(久富労働局長から会長に手交、事務局で諮問文(写)を各委員に配付。)

倉崎会長

事務局で朗読をお願いいたします。

西尾賃金室長補佐

それでは事務局で朗読いたします。

長野労発基0823第2号令和4年8月23日、長野地方最低賃金審議会会長 倉崎哲矢殿、長野労働局長小野寺喜一、特定最低賃金の改正について(諮問) 最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。記、1長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業最低賃金(平成20年長野労働局最低賃金公示第3号)、2長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金(平成20年長野労働局最低賃金公示第2号)、3長野県各種商品小売業最低賃金(平成20年長野労働局最低賃金公示第5号)、以上でございます。

倉崎会長

それでは、ただいま諮問を受けました特定最低賃金3業種の改正については、専門部会を設けて審議することといたします。この専門部会の設置について、事務局から説明をお願いいたします。

古畑賃金室長

まず、委員構成から説明させていただきます。専門部会は、最低賃金法第25条第4項の準用による第25条第3項により、公・労・使各側同数とされ、また、最低賃金審議会令第6条第1項により9名以内の構成とされておりますことから、長野地方最低賃金審議会では、専門部会を各側3名による9名の構成としているところです。

説明は以上でございます。

倉崎会長

ただいまの説明のとおり、従来から専門部会は各側3名による合計9名の構成としてきておりますが、今期も同じ構成でよろしいでしょうか。

( 全委員の「異議なし」を確認 )

倉崎会長

それでは、各側3名による合計9名の構成といたします。  
事務局で追加の説明はございます。

古畑賃金室長

はい。専門部会の委員構成が決議されましたので、本日、本審終了後に、専門部会委員の候補者の推薦に関する公示を行います。推薦締切日は9月6日(水)といたします。また、関係労使の意見聴取に関する公示につきましても、本日、公示を行い、意見の締切日は9月13日(水)までといたします。なお、3つの特定最低賃金専門部会につきましても、委員推薦公示期間満了後に委員が決定し、専門部会での審議を進めていただくこととなります。審議後は、特定最低賃金の改正決定に係る答申をいただき、答申に対する異議申出の公示を行います。異議申出がありますと、本審議会を開催のうえ申立ての審議をしていただくこととなります。

異議の申出がない場合には、最賃審議会令第6条第7項の規定により、その任務を終了したとき、すなわち異議申出期間の満了をもって、3つの特定最低賃金専門部会は審議会の議決により、廃止するものとされています。

事務局からの説明は以上でございます。

倉崎会長

ただいまご説明いただきました3つの特定最低賃金専門部会についても、今後、改正決定の答申を経て、改正答申に関する異議の申出がない場合は、異議申出期間の満了をもって、特定最低賃金専門部会も従前どおり廃止することとなりますが、そのような進め方でよろしいでしょうか。

( 全委員の「異議なし」を確認 )

倉崎会長

それでは、特定最低賃金専門部会の廃止についても、そのように決定することといたします。

ここで、局長からご挨拶をいただきます。

局長、よろしくお願ひいたします。

久富局長

委員の皆様方におかれましては、本日お忙しい中、また、この暑い中、本審議会にご参集いただき、大変感謝申し上げます。

また、本日は複数の件について諮問させていただき、そして以前諮問させていただいたことについて、複数の答申をいただきました。この点につきましても感謝申し上げます。

長野県の最低賃金につきましては、10月1日の発効に向けて今後改正の手続きを進めてまいります。また、特定最低賃金につきましては、例年どおりの発効が可能となるよう、審議スケジュール等について調整を進めてまいります。

物価高騰の低調が見えない中では、わたくしども最低賃金を含めた賃金の引上げ上げというのは、重要な施策だという風に考えております。

本日、使用者側委員からもお話がありましたけれど、先日いただいた答申の中に、付された事項を踏まえて、労務費に関する価格転嫁を促しつつ、また、中小企業・小規模事業者につきましては、政府、地方自治体の支援策について、周知啓発をしつつ、利用を促したうえで、個々の事業者を含めた、使用者の皆様方には、賃金の引上げについて要請してまいりたいという風に考えているところでございます。この点については、既に進めているものもございませうけれども、今後も地方公共団体、労使の皆様方のご協力をいただきながら、積極的に進めてまいりたいと考えております。

また、特定最低賃金につきましては、平成20年の最低賃金法の改正の中で、罰則規定が削除されております。これにより、罰則をもって支払いを強制する雇用のセーフティーネットの機能というのは、地域別最低賃金にゆだねられ、特定最低賃金につきましては、業界の労使の申出を受け、審議会の中で、特定最低賃金の新設または改正の必要性について、ご審議をしていただいたうえで、必要性があると判断されたものについて、新設または改正金額の決定をしていただくという、民事ルールというふうに位置づけられております。昨今のように、地域別最低賃金の金額が毎年過去最高という形で引き上げられる中で、雇用のセーフティーネットという位置づけをされた地域別最低賃金に対し、企業内の賃金水準を設定する際の労使の取組を補完するものとして位置づけられた特定最低賃金を今後どのようにしていくか、ということを一かつ中期的な視点を持ちながら議論する時期が来ているのではないかと考えております。

委員の皆様におかれましては、今後の特定最低賃金の在り方についても、ご考慮いただきながら、今後の審議をしていただければと考えておりますので、皆様におかれましては、今後もなにとぞよろしくお願い申し上げます。

げます。

倉崎会長

局長、ありがとうございました。

それでは、最後の議題（７）「その他」に入りますが、事務局から何かございますか。

古畑賃金室長

地方最低賃金の答申状況につきまして、８月１８日に厚生労働省本省が発表しておりますので、ご報告させていただきます。

目安額を下回る局はありませんでした。目安額どおりは２３局、内訳はＡランク５局、Ｂランク１７局、Ｃランク１局でございました。目安額プラス１円は６局、内訳はＡランク１局、Ｂランク５局でございました。プラス２円は３局全てＢランク、プラス３円が１局Ｂランク、プラス４円が２局、内訳はＢランク１局、Ｃランク１局、プラス５円が４局全てＣランク、プラス６円が４局全てＣランク、プラス７円が３局、内訳はＢランク１局、Ｃランク２局、プラス８円が１局Ｃランク、でございました。その結果、現状で全国加重平均は１，００４円とされております。

長野地方最低賃金におきましては、圧縮した審議日程の中、集中審議、慎重審議にご尽力いただきまして、１０月１日発効とすることができました。

誠にありがとうございました。

事務局からは以上でございます。

○久富局長

ついでに、審議局について、ご報告させていただきます。

佐賀労働局が目安額プラス８円、鳥根労働局、鳥取労働局が目安額プラス７円、過去に例のない引上げでした。

中央最低賃金審議会で目安を取りまとめた時期の、全国加重平均が１，００２円でしたので、今回審議結果をまとめた結果、２円引き上がって１，００４円になっております。以前私が中央最低賃金審議会の取りまとめをやっていた時に試算して見たところ、旧Ｄランクの賃金が引き上がった段階で、全国加重平均が引き上がるためには、だいたい３０円以上引き上げなければいけないとなっております。したがって、２円加重平均がＣランクを中心に引き上がるというのは、過去にはなかったという状況です。そういう意味では、今回かなり過去に例を見ない審議結果になっているというふうに判断できます。以上です。

倉崎会長

はい、ありがとうございました。

それでは労働者代表委員から、何かございますか。

山口委員

ございません。

倉崎会長

使用者代表委員から、何かございますか。

井出委員

ございません。

倉崎会長

それでは、本日の審議会はこれにて閉会といたします。  
お疲れ様でございました。

閉 会